

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2003-23494(P2003-23494A)

【公開日】平成15年1月24日(2003.1.24)

【出願番号】特願2002-115761(P2002-115761)

【国際特許分類第7版】

H 04 M 3/00

H 04 Q 7/22

H 04 Q 7/24

H 04 Q 7/26

H 04 Q 7/30

H 04 Q 7/38

【F I】

H 04 M 3/00 E

H 04 Q 7/04 A

H 04 B 7/26 109 G

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月28日(2004.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 少なくとも一つの他のネットワーク(113)からの少なくとも一つの接続を第2ネットワーク(115)のゲートウェイ・モバイル・スイッチング・センタ(123)へ転送するステップと、

(B) 少なくとも一つの前記他のネットワーク(113)から第1ネットワーク(101)の加入者の呼びを、前記第2ネットワークのゲートウェイ・モバイル・スイッチング・センタ(123)に指し向けるステップと、

を含む、加入者を第1ネットワークから第2ネットワークに移動させる方法。

【請求項2】

(C) 前記第2ネットワーク(115)のゲートウェイ・モバイル・スイッチング・センタ(123)によって、呼びのルーティング(経路指定)情報を第2のネットワークのホーム・ロケーション・レジスタ(125)に照会するステップ、

をさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記第2ネットワークのホーム・ロケーション・レジスタ(125)において、前記呼びのルーティング情報を入手できない場合、

(D) 前記呼びを前記第1ネットワークにルーティングするステップ、
をさらに含む請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記第2ネットワークのホーム・ロケーション・レジスタ(125)において、前記呼びのルーティング情報を入手できない場合、

(E) 前記第2ネットワークのゲートウェイ・モバイル・スイッチング・センタに、
前記呼びのルーティング情報を入手困難であるとの通知を送信するステップ、

をさらに含む請求項 2 記載の方法。

【請求項 5】

前記第 2 ネットワークのホーム・ロケーション・レジスタにおいて、前記呼びのルーティング情報が入手できる場合、

(F) 前記呼びを前記第 2 ネットワークにルーティングするステップ、
をさらに含む請求項 2 記載の方法。

【請求項 6】

(G) 前記第 1 ネットワークのホーム・ロケーション・レジスタ(111)に、前記呼びに関連する加入者が前記第 2 ネットワークでアクティブであることを、前記第 1 ネットワークに知らせるメッセージを送信するステップ、
をさらに含む請求項 5 記載の方法。

【請求項 7】

前記第 1 ネットワークが時分割多重接続方式(TDMA)で、前記第 2 ネットワークが汎欧洲デジタルセルラーシステム(GSM)であることを特徴とする請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

(H) 前記第 1 ネットワークからの加入者を、前記第 2 ネットワークのホーム・ロケーション・レジスタに登録するステップ、
をさらに含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

(A) 第 1 ネットワークと第 2 ネットワークの一つに指し向けられた呼びを受信する
ように配置及び構成された受信器と、

(B) 前記呼びのルーティング情報を得るために、前記第 2 ネットワークのホーム・
ロケーション・レジスタに照会するよう配置及び構成された照会装置と、
を含む装置。

【請求項 10】

前記呼びのルーティング情報が前記第 2 ネットワークのホーム・ロケーション・レジ
スタで入手できない場合、

(E) 前記呼びを前記第 1 ネットワークにルーティングするよう配置及び構成された
ルータ、

をさらに含む請求項 9 記載の装置。